

令和 8 年度 堺市高次脳機能障害者支援事業 第 1 回研修会（会場・オンライン開催）

高次脳機能障害者へのきれめのない就労支援

～高次脳機能障害者支援法の施行から考える～

高次脳機能障害者支援法が令和 8 年 4 月に施行されました。同法は高次脳機能障害者に対する地域での生活支援や相談体制の整備をするよう求めており、また就労支援における関係機関の連携の確保についても明記されています。研修会では、改めて堺市高次脳機能障害者支援センターである生活リハビリテーションセンターの役割を報告した上で、就労支援における連携のあり方を考えます。



- 日時： 令和 8 年 6 月 24 日（水）15：00～17：00（受付 14：30～）
- 会場： 堺市立健康福祉プラザ 3階 大研修室 及び オンライン（Zoom）
- 内容：
 - 第一部 「高次脳機能障害者支援法について」
「生活リハビリテーションセンターにおける取組み」
講師：生活リハビリテーションセンター 職員
 - 第二部 「高次脳機能障害者の就労支援にかかる連携」
講師：舘 野 菜 津 子 氏
（堺市障害者就業・生活支援センター エマリス センター長代理）

主 催： 堺市

運 営： 堺市立健康福祉プラザ指定管理者

（堺市社会福祉事業団・堺障害者団体連合会・フィットネス 21 事業団 共同事業体）

対象者： 医療機関・福祉機関・就労支援機関・相談支援機関・その他高次脳機能障害支援にかかわる方々

定 員： オンライン参加 70 名・会場参加 30 名

（お申し込みは先着順とし、それぞれ定員になり次第締め切らせていただきます。）

申込み： 二次元コードでのお申し込みまたは裏面の申込用紙に必要事項をご記入の上、
メールまたは Fax にてお申し込みください

締め切り：令和 8 年 6 月 15 日（月）

問合先： 堺市立健康福祉プラザ 生活リハビリテーションセンター（中岡・西脇）

（Tel）072-275-5019 （Fax）072-243-0202 （Mail）reha-kensyu@sakai-kfp.info





Fax : 072-243-0202

※ 駐車台数に限りがありますので、ご来場の際は公共交通機関のご利用をお願いします（駐車場をご利用された場合、障害者手帳所持者等は駐車料金減免の対象となります）。